

C L T 建築サポートモデル事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和 3 7 年富山県規則第 1 0 号 以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、C L T 建築サポートモデル事業（以下「C L T モデル事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(C L T モデル事業の目的)

第 2 条 県内での民間分野における C L T 建築物の普及を促進するため、建築物の基本設計に必要な経費の一部を支援し、その情報を広く県民に普及することで更なる C L T 建築物の普及を図る。

(C L T の定義)

第 3 条 この要領において、C L T は直交集成板のことをいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 補助金の交付対象となる建物は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 富山県内で建築を計画している建築物であること。
- (2) 富山県知事登録の建築士事務所が設計する建築物であること。
- (3) C L T パネル工法や、木造軸組構法との組み合わせ等により、構造耐力上主要な部分（床、壁、屋根等）に C L T を用いた設計であること。
- (4) 平成 30 年 3 月末日までに設計が完了する建築物であること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額の算定及び限度額は、別表のとおりとする。

(事業計画の認定申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに事業計画認定申請書（別記様式第 1 号）を作成し、知事に提出するものとする。

なお、事業計画の申請は 1 棟あたり 1 回とする。

(事業計画の認定)

第 7 条 知事は、前条により提出された事業計画認定申請書について審査を行い、事業の実施を決定した場合は事業主体に様式第 2 号により認定通知を行うものとする。

(補助金の交付申請等)

第 8 条 事業実施主体は、補助金の内示後、速やかに事業計画認定申請書に基づき様式第 3 号及び様式第 3 号の(1)により補助金交付申請書を作成し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 規則第5条の規定により補助金の交付を受けた者は、県の定めるCLTの普及活用に関して協力しなければならない。

2 実績報告書に添付した基本設計図書については、県のCLTの普及のための資料とする。

(補助金交付内容の変更)

第11条 事業実施主体は、補助金交付決定通知後に交付要綱に定める重要な変更を行う場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得るものとする。

(実績報告)

第12条 事業実施主体は、補助金交付申請書に基づく設計が完了したときは、様式第4号及び様式第4号の(1)により、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して別に定める期日まで知事に提出するものとする。

(1)完成イメージパース図(別記様式第5号)

(2)設計図(平面図、立面図)

(3)コスト比較表(別紙様式第6号)

2 知事は、前項の実績報告書の提出があったときは、知事が指名した検査員に速やかに完了検査を行わせ、様式第7号及び様式第7号の(1)により報告させるものとする。

(補助金等の額の確定)

第14条 知事は、前条第2項の完了検査の結果に基づき、交付すべき補助金等の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、CLTモデル事業に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は、平成29年11月 日から施行する。

別表（第5条関係）

設計内容	建築物の用途等	延床面積あたりの補助額
基本設計内容 1. 設計条件等の整理 2. 基本設計方針の策定 3. 基本設計図書の作成 ①完成イメージパース図 ②図面（平面図・立面図） 4. 概算工事費の検討 ①コスト比較表	倉庫・車庫等	延床面積㎡あたり1,100円 補助上限額：1施設当たり400千円
	事務所等	延床面積㎡あたり2,200円 補助上限額：1施設当たり400千円
	店舗等	延床面積㎡あたり2,300円 補助上限額：1施設当たり400千円
	住宅等	延床面積㎡あたり2,500円 補助上限額：1施設当たり400千円
	公民館等	延床面積㎡あたり3,100円 補助上限額：1施設当たり400千円
	その他	建築物の用途に応じて別途協議する。